

武蔵野市特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱（平成18年4月1日適用）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		改正後		説明
別表第2（第6条関係） 学級運営委員会の名称及び構成		別表第2（第6条関係） 学級運営委員会の名称及び構成		字句の改正
名称	構成	名称	構成	
知的障害学級運営委員会	ひまわり学級、むらさき学級、けやき学級、群咲学級、 <u>E組</u>	知的障害学級運営委員会	ひまわり学級、むらさき学級、けやき学級、群咲学級、 <u>槻の木学級</u>	
肢体不自由学級運営委員会から特別支援教室運営委員会まで（略）		肢体不自由学級運営委員会から特別支援教室運営委員会まで（略）		

付 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。